

## 資料 3 - 2

平成 20 年 3 月  
農 林 水 産 省

### 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第 4 条 第 2 項の金額の算定に関する省令の一部改正に関する説明資料

#### 1 収入減少影響緩和交付金の概要

- (1) 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「法」という。）第4条第1項の交付金（収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金。以下「交付金」という。）は、対象農産物に係る対象農業者の前年度の収入の額（以下「前年度収入額」という。）が標準的な収入の額（以下「標準的収入額」という。）を下回った場合に、その減収額を補てんするため国費を財源として交付される（法第4条第1項）。

なお、補てんに当たっては、国の交付金の交付と併せ、農業者自身があらかじめ積み立てている積立金（以下「積立金」という。）の返納が行われる。

- (2) この国費を財源として交付される交付金の金額については、収入減少に備えようとする農業者自身の経営努力を促す必要性及び収入減少が農業経営に及ぼす深刻な影響を緩和する必要性等を考慮して算定することとされている。

具体的には、「標準的収入額と前年度収入額との差額」（19年産では10%までの収入減少を想定）×「0.9」（補てん割合）×「0.75」（国3：農業者1の補てん負担割合のうち国分）により算定された金額とされている。また、その交付金の金額が農業者の積立金の額の3倍を超えるときは、当該3倍の額が上限とされている（法第4条第2項及び農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第4条第2項の金額の算定に関する省令（平成18年農林水産省令第72号。以下「算定省令」という。）第1条）。

なお、上述のとおり19年産における農業者の積立金の額は、10%までの収入減少に対応し得る額とされている。

#### 2 改正の理由

- (1) 19年産米については、コメ価格センターにおける落札価格の推移をみると、昨年秋に例年に見られない価格の下落が生じた。その後、昨年10月末に実施さ

れた米緊急対策により米価の下落は全体的には歯止め傾向が見られるものの、前年産との比較においては依然として下落しており、今後の動向によっては、農業者の19年度の収入減少が、交付金制度が想定している10%の収入減少を超える事態も想定される状況にある。

- (2) このような事態に対し、交付金制度の導入初年度でもある19年度においては、農業者が実際に積み立てている積立金の額は、1の(2)のとおり一律に10%までの収入減少を想定したものとなっていることから、19年度の収入減少に十分対応できない可能性がある。
- (3) 以上の状況を踏まえ、19年産において万が一収入減少が10%を超えることがあった場合には、その10%を超える収入減少に対しては、農業者から追加的に積立金を積み立てさせることなく、国の負担分相当額について交付金の交付を行う特別な措置を、19年産に限った特例として講ずることとする(「農政改革三対策の着実な推進について」(平成19年12月21日農林水産省農政改革三対策緊急検討本部決定)。

### 3 改正の内容

#### (1) 19年産における交付金の金額の算定の特例(上限の撤廃)(改正後の算定省令附則第2条第1項関係)

19年産の交付金を交付する場合において、「標準的収入額と前年度収入額との差額」×「0.9」×「0.75」により算定された金額が、農業者の積立金の額の3倍を超えた場合でも、3倍の額を上限とする旨の規定(算定省令第1条括弧書)を適用せず、「標準的収入額と前年度収入額との差額」×「0.9」×「0.75」により算定される金額全額を交付することとする。

#### (2) (1)に伴う積立金の返納額に係る規定の技術的な読替(改正後の算定省令附則第2条第2項関係)

(1)の適用を受けて交付金が交付される場合における積立金の返納額については、交付金の金額の3分の1の額ではなく積立金の全額とするため、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則(平成18年農林水産省令第59号)第13条第2項第1号の技術的な読替を行う。

### 4 施行期日

平成20年4月1日(予定)